

令和8年度 鹿嶋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ）

1 総則

- 1) この計画は、鹿嶋市が策定する鹿嶋市一般廃棄物処理基本計画の推進及び実施のために必要な令和8年度のごみの減量、資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。
- 2) 処理計画区域は鹿嶋市全域（106.04 km²）とし、家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の計画対象を次のとおりとする。

家庭系一般廃棄物の対象※令和8年3月1日現在			
対象世帯	28,967世帯	対象人口	63,610人
事業系一般廃棄物の対象			
対象事業所数	約2,300事業所		

3) 一般廃棄物処理業の許可に係る事項

一般廃棄物の収集運搬については、廃棄物の排出量を勘案し、既存の収集運搬業の許可業者によって適正に収集及び運搬ができている状態においては、新規の収集運搬業は許可しない。

一般廃棄物の処分については、廃棄物の排出量を勘案し、既存の処分業の許可業者で適正に処理できている状態においては、新規の処分業は許可しない。ただし、市が処理不可能である廃棄物について資源化又は適正な処理を行う場合においては、その排出量、処理量を勘案して当該廃棄物に係る一般廃棄物処分業を許可する。

2 一般廃棄物種類別推定排出量

(単位：トン)

一般廃棄物の種類	年間排出量	排出量	
		家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
可燃ごみ	18,600	13,100	5,500
不燃ごみ	1,980	1,540	440
粗大ごみ	500	500	-
資源	ビン	100	-
	缶類	200	-
	ペットボトル	300	-
	紙類	520	-
	繊維類※	-	-
有害ごみ	20	20	-
合計	22,220	16,280	5,940

※資源のうち繊維類については流通市場の回復が見込めないため分別収集を休止する。

3 分別及び収集運搬計画

(1) 家庭系一般廃棄物

① 家庭系一般廃棄物の分別

排出者（市民）は鹿嶋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年鹿嶋市条例第2号。以下「条例」という。）第2条に規定する責務を遵守し、廃棄物の減量に努め、かつ適正な処理を行わなければならない。

そして、市が行う家庭系一般廃棄物の定期収集を受けようとするときには、市が指定するごみステーションに家庭系一般廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ又は資源ごみに分別を行い定められた収集日時に排出するものとする。

また、粗大ごみの戸別収集については委託事業者が有料でこれを行うものとする。

なお、上記にかかわらず引越し、大掃除、庭木の剪定などに伴い一時的に多量に出る家庭系一般廃棄物は、排出者（市民）自らが運搬するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に排出者が収集運搬を依頼するものとする。

② 家庭系一般廃棄物の収集運搬計画

市が行う家庭系一般廃棄物の収集運搬及び市民による直接搬入は下記のとおりとする。

収集ごみ			
一般廃棄物の種類	収集回数	収集方法	搬入先
可燃ごみ	週2回	指定袋によるごみステーションでの収集	鹿嶋可燃ごみ中継センター
不燃ごみ	月2回		鹿嶋市立衛生センター
粗大ごみ	不定期	申込制戸別収集（有料）	
資源	月2回	資源回収団体による資源集積所での収集	
有害ごみ		もしくは、指定袋によるごみステーションでの収集（ペットボトル・カン・ビンは透明な袋でも可。有害ごみは除く）	

直接搬入			
一般廃棄物の種類	搬入時間	搬入方法	搬入先
可燃ごみ	受付時間内随時	指定袋による直接搬入	鹿嶋可燃ごみ中継センター
不燃ごみ	受付時間内随時		直接搬入 指定方法による直接搬入
粗大ごみ			
資源			
有害ごみ			

③ 拠点回収を行うもの

1) 使用済み小型電子機器等

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に定める家庭で使用した小型電子機器等については、市が設置する回収拠点に設置した回収用ボックスにより収集を行う。

設置場所	回収日時
鹿嶋市役所第2庁舎入り口	平日：8時30分から19時 土日祝日：9時から17時
中央図書館	火～日曜日：10時から18時
中央公民館	火～日曜日：9時から21時
鹿島公民館	火～日曜日：9時から17時
高松公民館	
平井公民館	
豊津公民館	
豊郷公民館	
波野公民館	
鉢形公民館	
三笠公民館	
はまなす公民館	
大野公民館	火～土曜日：9時から21時 日曜日：9時から17時
鹿嶋市役所大野出張所	月～金曜日：8時30分から17時15分

2) 小型充電式電池

一般社団法人 J B R C が回収を行っている小型充電式電池は、市が設置する回収拠点に設置した回収容器により収集を行う。

設置場所	回収日時
鹿嶋市役所第2庁舎入り口	平日：8時30分から19時 土日祝日：9時から17時
中央図書館	火～日曜日：10時から18時
中央公民館	火～日曜日：9時から21時
大野公民館	火～土曜日：9時から21時 日曜日：9時から17時
鹿嶋市役所大野出張所	月～金曜日：8時30分から17時15分

3) 廃乾電池

有害ごみである廃乾電池は、市が設置する回収拠点に設置した回収容器により収集を行う。もしくは、鹿嶋市立衛生センターリサイクル施設に直接搬入する。

設置場所	回収日時
鹿嶋市役所第2庁舎2階 廃棄物対策課窓口	平日：8時30分から17時15分
大野公民館	火～土曜日：9時から21時 日曜日：9時から17時
鹿嶋市役所大野出張所	月～金曜日：8時30分から17時15分

(2) 事業系一般廃棄物

事業者は、条例第3条に規定する責務を遵守し、事業系廃棄物の減量に努め、また、適正な処理を行わなければならない。

事業系一般廃棄物は、排出事業者の責任において適正な処理を行うことを原則とし、本市又は鹿島地方事務組合が運営する施設に自ら運搬するか、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託するものとする。下記施設に直接搬入する場合には、それぞれ定められた処理手数料を支払うものとする。

直接搬入				
一般廃棄物の種類	搬入時間	搬入方法	搬入先	処理手数料
可燃ごみ	受付時間内随時	指定袋（事業系）による搬入	鹿嶋可燃ごみ中継センター	190円／10kgまで 以下10kgごとに190円 ※税抜き金額
不燃ごみ	受付時間内随時		鹿嶋市立衛生センター	230円／10kgまで 以下10kgごとに230円 ※税込み金額

(3) 市では処理できないもの

3-1) 法律に基づきリサイクルを行うもの

法律によりリサイクル等が義務付けられている廃棄物は次のとおり処理するものとする。

- ① 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（ユニット形エアコンディショナー，テレビジョン受信機（ブラウン管式，液晶式及びプラズマ式のもの），電気冷蔵庫，電気冷凍庫，電気洗濯機及び衣類乾燥機）は，同法9条に規定する小売業者に引取りを求める，又は同法第17条に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造事業者等が指定した場所（株式会社港南運輸物流センター等）に自ら搬入する，もしくは委託業者である鹿嶋市シルバー人材センターに運搬を依頼して，当該場所に搬入する。
- ② 廃パーソナルコンピュータは，資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき，回収する当該パソコンのメーカーがある場合はメーカーに，回収するメーカーがない場合には一般社団法人パソコン3R推進協会又は提携事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社に回収を依頼する。

3-2) 適正処理困難物

市では適正処理ができない廃棄物については次のとおり処理するものとする。

- ① 廃消火器は，廃消火器リサイクルシステムに基づく消火器取扱店に処理を依頼する。
- ② 廃FRP船は，廃FRP船リサイクルシステムに基づく登録販売店に処理を依頼する。
- ③ 在宅医療系廃棄物は，かかり付け医療機関に回収を依頼する。
- ④ 廃ライターは，無害化処理できる事業者へ処理を依頼する。
- ⑤ 廃家電（フロン使用機器）は，フロンを適切に取り出し，処理できる事業者へ処理を依頼する。
- ⑥ その他の適正処理困難物は次のとおりとし，排出者が自ら処理するか，販売店又は専門の処理業者若しくは中間処理業の許可業者へ依頼する。その他の許可業者に収集運搬等を依頼する場合は，鹿嶋市ホームページに掲載する許可業者一覧から適切な業者を選び，処理を依頼する。

適正処理困難物		
コンクリートブロック	石・土砂・建築廃材等	農薬・塗料・薬品類
ピアノ・オルガン	機械油(エンジンオイル等)	廃タイヤ・バッテリー
注射器類	オートバイ(原付含む)	LPガスボンベ類
農業用ビニール	農業用機械類	農業用肥料袋
その他市の処理施設において適正な処理が困難なもの		

4 中間処理計画

1) 中間処理施設の概要

処理対象	施設名	施設所在地	処理方式及び処理能力
可燃ごみ	鹿嶋可燃ごみ中継センター	鹿嶋市大字平井 2264 番地	積替え (コンパクト・コンテナ方式) 91t/日
	鹿島共同可燃ごみクリーンセンター	神栖市東和田 21-11	焼却処理 230t/日
不燃ごみ 有害ごみ	鹿嶋市立衛生センター リサイクル施設	鹿嶋市大字平井 2264 番地	破碎・選別 21t/日
資源	鹿嶋市立衛生センター 不燃物・資源化施設	鹿嶋市大字平井 2264 番地	手選別・磁選等 18.9t/5h

2) 計画処理量

①可燃ごみ

(単位：トン/年)

施設名	処理量	資源化及び残渣処理			
鹿嶋可燃ごみ中継センター	18,600	積替え（コンパクト・コンテナ方式）	18,600	⇒	鹿嶋共同可燃ごみクリーンセンター

② 不燃ごみ，有害ごみ及び資源

(単位：トン/年)

施設名	処理量	資源化及び残渣処理			
鹿嶋市立衛生センター リサイクル施設	1,889	破碎可燃物 廃プラ類	1050	⇒	鹿嶋共同可燃ごみクリーンセンター
		不燃物	75	⇒	最終処分（委託処理）
		金属・スクラップ	295	⇒	売却（民間企業）
		古紙類	200	⇒	売却（民間企業）
		ペットボトル	70	⇒	売却（民間企業）
		ガラス類	30	⇒	資源化（委託処理）
		陶器類	24	⇒	資源化（委託処理）
		小型家電類	120	⇒	資源化（委託処理）
		廃蛍光管等	25	⇒	資源化（委託処理）
鹿嶋市立衛生センター 不燃物・資源化施設	500	缶類	150	⇒	売却（民間企業）
		ペットボトル	250	⇒	売却（民間企業）
		ガラス類	100	⇒	資源化（委託処理）

5 最終処分計画

1) 最終処分場の概要（民間施設）

処理対象	施設名	施設所在地	処理能力		処理方式
			埋立面積	埋立容量	
不燃物	向洋産業株式会社	茨城県北茨城市関南町神岡下金ヶ峯 2700 番地の 2 同番の 3, 同 2704 番の一部	埋立面積	54,279m ²	埋立
			埋立容量	815,400m ³	
			残余容量	41,000m ³	

2) 計画処理量

（単位：トン/年）

施設名	発生施設	搬出物	搬出量
向洋産業株式会社	鹿嶋市立衛生センター リサイクル施設	不燃物	75

6 一般廃棄物の発生の抑制等のための方策に関する事項

事業名	概要
多様な広告媒体を活用した ごみ分別、減量化の普及啓発	パネル展示やイベントにおける広報活動や、広報誌、市 HP やスマートフォン向けアプリケーションの活用により、市民のごみ分別に対する意識を高め、ごみの減量化及び資源化を促進する。
生ごみ処理用機器の普及	家庭から出る生ごみの減量と資源化を促進するため、生ごみ処理用機器の購入者に対し、購入費用の一部を補助する。
ごみの減量等を図るための 啓発指導	事業者に対してごみの減量化、資源化及び適正な処理に取り組むように啓発、指導を行う。 また、ごみ処理施設における受け入れ時に確認を行う。
不法投棄パトロールの実施	廃棄物の不法投棄防止を図るため、鹿嶋市環境サポーターの活動を推進し、パトロール活動を実施する。
ホームページの充実	ごみに関する施策や情報を幅広く発信するため、ホームページの充実を図る。
環境学習の実施	SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）をはじめとするごみ（廃棄物）・資源・リサイクルを通じた環境学習を、市内小中学校の児童生徒に対し、教育委員会と連携し実施する。